

電気柵設置に係る経費の補助申請について

●北塩原村有害鳥獣被害防止対策補助金交付事業

村では、昨年同様クマ・サル・イノシシ等による農作物被害防止を目的とした電気柵の資材購入に要する経費の補助を行います。

申請期間を設けていますので計画的な導入をお願いいたします。



対象者

村内に住所を有し、村内において農林漁業を営む個人または法人。（なお、村税等の滞納がないことが条件になります。）

補助率

個人設置→50%以内
共同設置→60%以内（2戸以上の農家で実施）
※どちらも上限1戸あたり10万円まで補助

必要書類

- ・ 交付申請書（役場産業課で配布）
- ・ 電気柵を設置する箇所の配置図および写真
- ・ 見積書（購入予定先で発行）
- ・ 通帳の写し（口座番号等がある見開きのページ）

注意事項

- 1、予算範囲内での補助のため、必ず事前相談をお願いします。その際、補助金交付の要件と必要書類の説明を行います。
- 2、交付決定を受けてから、資材の購入や設置ができます。交付決定前に購入された資材は補助対象になりません。
- 3、初期導入に対する補助であり、既に当事業の補助を受けて設置した箇所は対象となりません。

申請受付期間

令和6年5月13日（月）～6月28日（金）

※予算上限に達した場合、申請を打ち切ることがございます。
あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先：役場産業課 ☎0241-23-1334】